

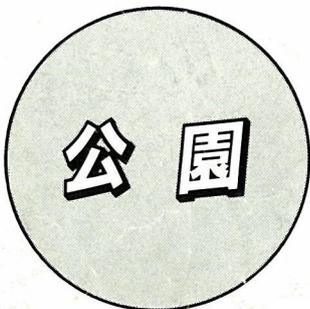
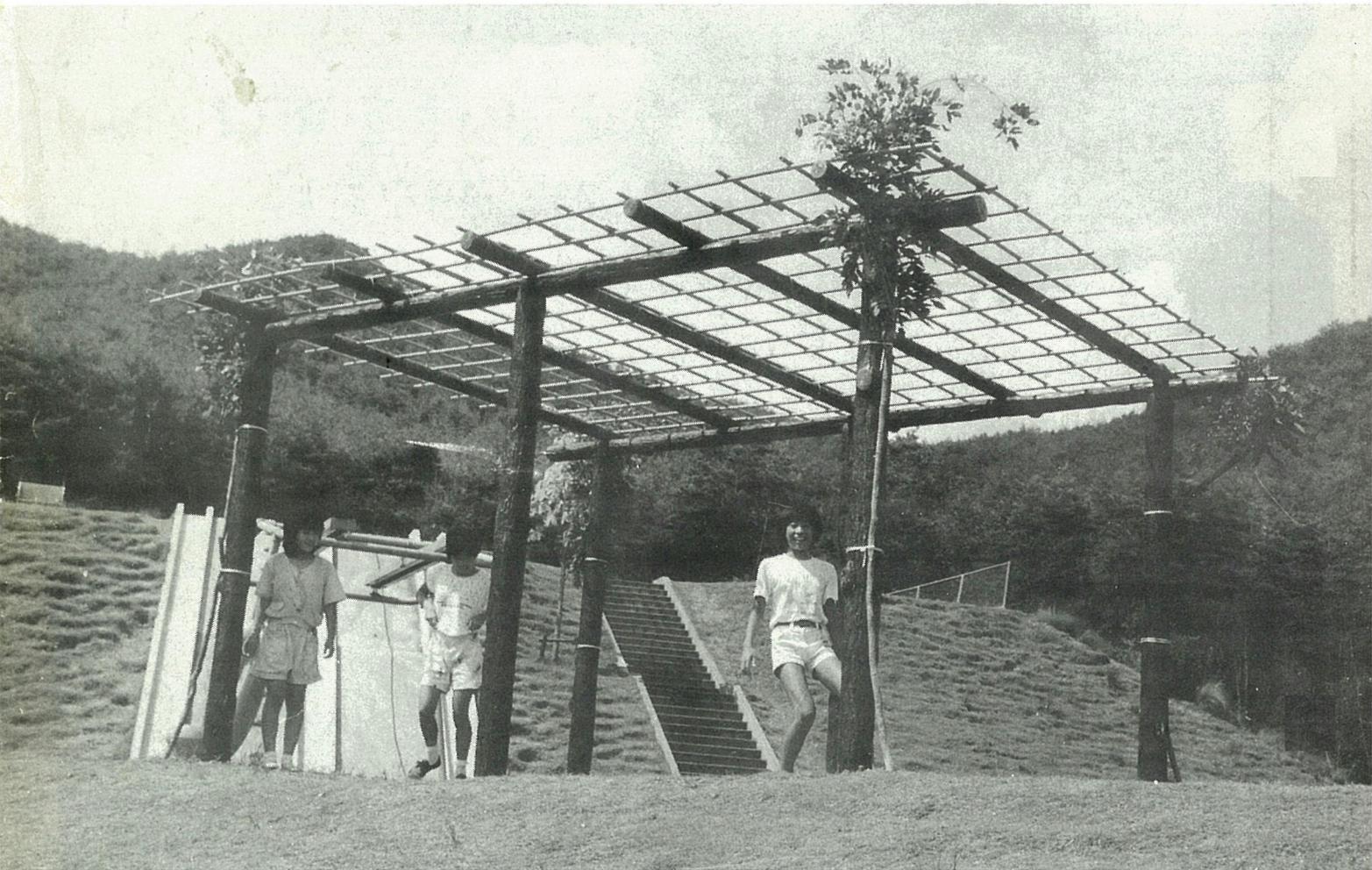


かわべ 議会報

- 第2回定例会 …………… ②
- そこが聞きたい …………… ⑤
- 第3回臨時会 …………… ⑦
- 議会日誌 …………… ⑦
- 議会豆辞典 …………… ⑧
- 町行政の殿堂 着々と …… ⑧

発行・岐阜県川辺町議会

編集・川辺町議会報編集委員会



山楠公園——生活文化の向上にともなって増大するスポーツ、レクリエーションの高度化に対応するため、園内には野球場、遊歩道、子ども広場などこれまで各種の施設を整備してきました。そして、このほど三つ目の「ふじ棚」も完成しました。

公園は、みなさんの健康と体力増進の場、緑豊かな憩いの場であり、気軽に活動できる施設として大いに活用しましょう。

私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしてくれることと思います。



提案説明する遠藤町長

昭和61年第2回定例会は、6月13日から16日までの4日間開きました。提出された案件は、報告2件、条例の改正6件、補正予算1件、決算の認定1件、それに議員提案による意見書1件で、それぞれ慎重に審議し、いずれも原案どおり可決、承認されました。可決された議案の主な内容は、次のとおりです。

第2回定例会

条例の一部改正など11件を可決
本年度一般会計には1,732万円を追加

6月議会
で決まった
こと

繰越明許費繰越計算書
について

比久見寺洞川の河川復
旧、本年四月に完了

昨年七月の豪雨災害による比久見寺洞川の河川復旧について公共災害復旧事業として工事を進めてきましたが、本年四月に完了したことにより、経費を昭和六十一年度へ繰越したので、これについて報告がありました。

昭和六十年度川辺町土地開発公社事業報告及び決算報告

下川辺道路拡幅用地など二、三六〇㎡を取得

土地開発公社の昭和六十年度事業と決算について報告がありました。



整備された下川辺地内道路

土地の取得事業としては、西栃井一号線道路用地 一〇九・五八㎡

下川辺中組道路拡幅用地 一、二七七・〇八㎡

下麻生道路拡幅用地 八九・〇一㎡

県道可児・金山線代替用地 八八五・〇〇㎡

を町に代わって先行取得しています。

また、土地の処分については、町道中井線代替用地 四七・六六五㎡

県道可児・金山線代替用地 四二五・〇〇㎡

町道町裏線代替用地 二〇二・〇〇㎡

町道西栃井一号線代替用地 一〇九・五八㎡

を川辺町などへ譲渡処分しました。

川辺町税条例の一部を改正する条例

金融機関の休業日による納期限等の特例改正

第二土曜日は金融機関の休業日となっておりますが、本年八月からは第三土曜日も休業日となることにもなっており、納期限等の特例について所要の改正がされました。

中部圏都市開発区域の指定に伴う川辺町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

開発区域の指定期間の延長等を改正

この条例は、中部圏開発整備

た。なお、決算の詳細については紙面の都合上省略しますが、当年度の利益金として、十四万四千二百三十三円計上し、五十九年度繰越利益金と合わせて二百九十二万六千三十五円を六十一年度繰越利益剰余金として処分しています。

法として指定された区域内において、工業生産設備を新設し、または増設した者に係る町税の特例を定めたものです。

今回の改正は、開発区域の指定期間を昭和六十六年三月三十一日まで延長すること、工業生産設備の取得価格の合計額が一億円から五億円に、また雇用の数を百人から五十人に改正するものです。

川辺町議会の議員その他非常勤の職員その公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

国民年金法等の改正に伴う補償年金の改正

この条例は、地方公務員災害補償法の規定に基づいて、議会の議員やその他非常勤の職員（非常勤の監査委員や委員会委員など）の負傷・疾病等公務上の災害などに対する補償制度を定めたものです。

今回の改正は、地方公務員の災害補償制度や国民年金法等の一部改正に伴い、傷病、障害、遺族の各補償年金について所要の改正がされました。

川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

補償基礎額、損害補償額を引き上げ

この条例は、消防組織法等の規定に基づいて、非常勤消防団員等が公務により死亡したり、負傷などした場合、その損害について補償制度を定めたものです。

今回の改正は、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実に図るといふことで、補償基礎額及び損害補償の額を引き上げるほかに、国民年金法の改正に伴って所要の改正がされました。

川辺町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

退職報償金の支給額を改正

この条例は消防組織法の規定に基づき、非常勤の消防団員が退職した場合に退職報償金を支給することを定めたものです。

別表 退職報償金支給表

Table with columns for rank (e.g., 団長, 副団長) and years of service (e.g., 5年以上, 10年以上), showing payment amounts in yen.

なお、死亡によって退職した場合は、その遺族に支給されることとなっておりますが、今回の改正は支給を受けることができずる遺族としない者としての条文を加えました。

川辺町町営住宅管理條例の一部を改正する条例

入居者の収入基準及び割増賃料を改正

この条例は、公営住宅法等に基づいて町営住宅などの管理について必要な事項を定めたものです。

今回の改正は、入居者の収入基準について第一種町営住宅（規格Ⅱ一戸の床面積が19㎡以上80㎡以下）においては十六万二千円に、第二種町営住宅（規格Ⅱ一戸の床面積が19㎡以上75㎡以下）においては十万円に改めら



第1種町営住宅（比久見団地）

れました。

また、収入基準を超えると決定された者に対しては、割増賃料を支払うこととなっておりますがこれについても第一種及び第二種の町営住宅それぞれについて所要の改正がされました。

団地別住宅戸数

Table showing the number of households by district (e.g., 飛水, 天徳, 見持) and type of town-owned housing (1st and 2nd kind).

昭和六十一年度一般会計補正予算(第一号)

衆議院議員選挙費など追加補正

総額一千七百三十二万六千円の増額補正です。その主なものは、衆議院議員選挙費二百五十万円（参議院議員選挙費は当初予算にて計上）県単納古谷林道の改良工事とし



山楠公園の法面保護工事施行箇所

て七十二万八千円、町道改良等
測量委託料に六十万円、町道改
良用地代として六百二十一万八
千円、町道改良に伴う補償費に
三百六十二万五千円、山楠公園
法面保護工事等に二百万円など
となっております。

これにより、昭和六十一年度
一般会計の総額は、二十三億四
千二百三十二万六千円となりま
した。

歳入・歳出それぞれの補正の
内訳は、次のとおりです。

【歳入】	(単位千円)
国庫支出金	二、五〇〇
県支出金	三七五
繰越金	一三、三〇一

寄附金 一、一五〇

【歳出】 (単位千円)

総務費 三、〇〇〇

農林水産業費 七五〇

土木費 一二、四八八

教育費 一、〇八八

昭和六十年度川辺町水道事業会計決算の認定

給水量の伸び悩みにより収益は横ばい

昭和六十年度の水道事業年度
が三月三十一日で終了しました
ので地方公営企業法の規定によ
り、決算等について議会の認定
に付したものです。

事業の概要についてお知らせ
します。

まず経理面においては、給水
収益では一億一千百十六万六千
円とほとんど前年度と横ばいの
状態であるのに対し、受水費は
八千二百三十九万三千円と、前
年度に比べ三百五十二万八千円
ほど増加となっております。また
量水器の取り替え費用等経費が
増大し、収益率が悪くなってい
るなど不足額補てんのため一般
会計から八千六百万円ほどの繰
り入れを行っています。
一方、資本的収支においては

収入額四十五万七千円に対し、
建設改良工事費、企業債償還金
など合わせて三千七百五十四万
八千円ほどとなり、差し引き不
足額を過年度分損益勘定留保資
金で補てんしています。
次に工事面においては、県水
受水料金制度の改正に伴う受水

量調整システム導入のため県水
受水監視制御設備工事の施行、
また下川辺地内において配水管
の布設工事を実施しています。

水力発電施設周辺地域交付金

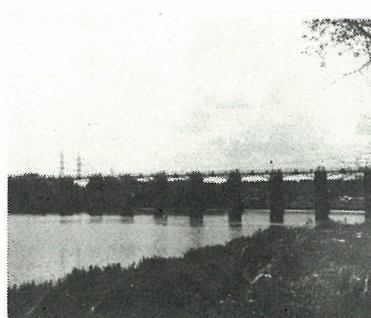
交付期間の延長に関する意見書を議決

提出者 議員 田原芳郎
賛成者 " 渡辺節夫
" " 高井信孝
" " 吉田岩雄

" " 酒向芳喜
から「水力発電施設周辺地域交
付金」の交付制度が設けられ、本
町もこの交付金を受けて各種の
整備事業を実施してきました。

主旨 発電施設立地の円滑
化を図り周辺地域の自然環境
や生活環境を緩和するための
措置として、昭和五十六年度
和六十三年度以降も交付される
べきものであるとして、交付期間

延長に関する意見書を提出す
るものであり、採決の結果全
員賛成で原案を可決しました。



意見書

通商産業省告示第四百六十五号(昭和五十六年十月五日付)「水力発電施設周辺地
域交付金」の交付は、昭和六十二年度をもって七年間の期間を終ることとなるが、
本交付金の制度は本来、水力発電施設が当該市町村に対する便益の提供施設ではなく、他地域へ
の電力供給のためのものであり、当該自治体としては自然環境の破壊、激変、過疎化の促進等大
きな不利益を被ることとなる上、施設の稼働年数が火力等の発電施設に比して長期にわたるため、
その間、地元市町村に対し支払われる固定資産税も激減し、財政的寄与も甚だ少なくなる等の事
実に対する見返り措置として設けられたものであり、その性質上、交付期間は長期とすることが
相当と考えられるべきものである。また、今日一時的に石油の需給関係は緩和されているが、長
期的展望にたてば、純国産エネルギーであり、かつ長期的に見てコストは低価格である水力発電
の重要性は軽視されるべきではない。よって、本町に対する「水力発電施設周辺地域交付金」の
交付期間はこれを延長し、昭和六十三年度以降も引き続き交付されるべきである。
以上、地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき意見書を提出する。
提出先 通商産業、大蔵、自治の各大臣と政府関係機関

六月定例会

そこが聞きたい

六月定例会の一般質問は、最終日の十六日に行われ、三人の議員から当面する町政の諸問題について当局の考え方や方針を質問しました。

その質問と答弁は次のとおりですが、内容については第一回目の質問、答弁であり、紙面の都合により要約してあります。

木下 静議員

LPガス災害(事故)対策について

問 一般消費家庭へのガス漏れ警報器の取付促進については町の広報紙等を通じて啓蒙されてきたが、さる五月に三重県四日市市内ではLPG充てん所で爆発事故が発生し、住民に不安を与えた。これを機に警報器全戸取付について、さらにどのように対処されているか。

ガス漏れ警報器の普及に努めたい

答(産業課長) ガス漏れ警報器の普及については、広報紙等で啓蒙してきたが、今後についても町報あるいは消防団とも連絡を取りながら普及に努めていきたいと思う。

なお、参考までに最近の本町の普及率を調査すると、平均75%程度と思う。

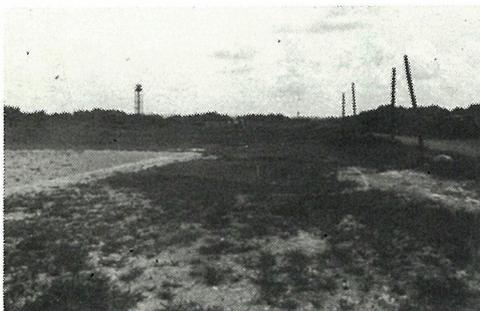
工場誘致に伴う工事着手について

問 名古屋バルブ(株)工場建設予定は、本年四月と企業者側が発表してきたが、第一・四半期も過ぎようとしている現在においてもまだ着工されていない。工場側との折衝において、どのような経緯になっているか伺いたい。

一期工事は八月ごろの着工予定

答(企画室長) 会社側として水利権の承継についての協議手続が遅れたこともあるようだが、これまで工場建設に対する地質調査、ボーリング調査、また排水路の町道横断工事を施工されている。

なお、工場に必要な電力供給設備等の着工については、本年五月に確認申請が提出されている。そして、工場建設については一期工事は八月ごろに、二期工事も年内には着工の予定で来年七月には一期工場の試運転を開始し、八月には正式に



着工間近かの工場建設用地

創業開始と聞いている。

林 武男議員

児童の交通事故や水難事故防止対策の方針は

問 児童の交通事故や水の水難事故は例年夏に向って多発の傾向にあり、町内にはまだ危険と思われる箇所があるようだ。事故が発生してからは遅い。

当該箇所の点検や事故防止対策についての方針や具体策について伺いたい。

各校下のPTAに危険箇所の点検を依頼

答(教育長) 事故防止対策については、各校下のPTAにおいて危険箇所の点検をしていた。だいて、学校、育成会を通じて児童に対して教育をしている。

交通安全の危険箇所については、町の交通安全対策協議会へ点検結果を持ち上げ、土木の関係するもの、交通安全対策の関係等でそれぞれの問題をもち上げ検討し、改善すべきところは改善し、意識の啓蒙と合わせて事故防止に努めている。

また、特にこれから夏に向うため水難事故のないよう校長会にも要請した。



危険箇所への立入禁止表示

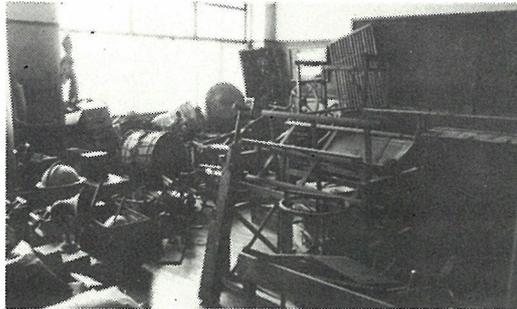
文化遺産の保存と展示について

問 長きにわたり、本町の歴史の中に登場し、あるいは歴史を支えてきた諸々の文化遺産、生活遺産を一堂に集めたり、またものによっては二時的に展示し多くの町民の観覧に供することなどその対応について伺いたい。

まず施設整備の必要性を考える

答(教育長) ご寄贈いただいた文化遺産は現在の資料館(元

下麻生小学校内)の一室に保管させていただいているが、施設が不足しているということもあって十分な整理ができていない。将来においては、文化遺産を大切にするためにも十分な管理がなされ、また先人の遺産が忘れられることのないよう、そのための住民の観覧に供することができるよう施設の整備を進めていかなければならないと考



元下麻生小学校内の一室にある資料室

辻 武史議員

地下の原石採取で違反があったらどうするか

問 地下原石現場では多くの場合、業者が囲うトタン塀の中でやられることが最後までわからずじまいになってしまふ。県の管轄とはいえ、直接関係している地元としてどう監視していくか。その体制に一考を要していただきたい。

契約書通り事業を行うよう指導していく

答(産業課長) 町としては、砂利採取の許可手続申請書の審査をし、初めに意見書を添付して県へ進達するが、今後も県担当課との連絡をとりながら、契約書通りに事業を行うよう指導していきたい。

比久見藤の木ため池の所有について

問 比久見区内藤の木ため池の土地が登記簿上、町の財産となっている以上、議会の議決なしに動かせないものと思われ。町長の見解を伺いたい。

換地処分時に議会の議決を

答(町長) 昨年十一月に川

辺町へ承継登記をいたし、川辺町の財産となっているが、換地処分される時には議会の議決を要するという事で、ご理解、ご協力をお願いしたい。

新庁舎完成後の役場建物の利用について

問 新庁舎完成後、現在の役場(取り壊した場合は跡地)利用についての計画はあるか。

答 また、法務局川辺出張所の土地もからめて簡単に売却処分する等のないよう各団体も含めてのコンセンサスのうえに立って決めてほしい。

役場跡地は駐車場の方向で検討

答(町長) 現時点の考えとしては裏庁舎を除く旧庁舎の取り壊しを予定している。土地事情については、駐車場的な考えで十分検討し考えていきたい。

また、法務局川辺出張所の土地については、川辺警部補派出所の警察官宿舎がないので、建物には県において建設されることとなるが、土地についてはこの宿舎の建設場所の利用として考えていきたい。



取りこわしが決まっている役場

村おこし川辺版について

問 先ごろ岐阜市で開かれた全国村おこしの展示会については新聞などで報じられたところであるが、本町として見学などに人員を派遣したことはあるか。

参加していない

答(産業課長) 岐阜県農業フェスティバルについては参加したが、村おこし展示会には参加していない。

行事計画では発想の転換を

問 町政推進のため各種行事

を計画する中で、計画を立案した段階で関係団体に参加を求めているのではないかと思われるがどうか。女性に関することや家庭問題は婦人会に、青年に関する行事は青年にというふうな、各現場の声を計画づくりから参加してもらったかどうか。

広く意見が反映できる形で進めている

答(教育長) いろいろの行事について、当然協力をお願いする団体については計画立案の段階から意向等も十分聞きましてそれを反映しなければならぬと思う。

また、一方ではやはり、行政のめざす方向を示し、広く意見を聞いて反映ができるような形で進めてきている。



第3回臨時会

人事案件について審議



八月三日で任期満了となる収入役の選任について、町長より同意を求められ、全会一致で現収入役の小川寿郎氏（下麻生三番地、60歳）の再任について同意しました。 写真

収入役の選任同意について

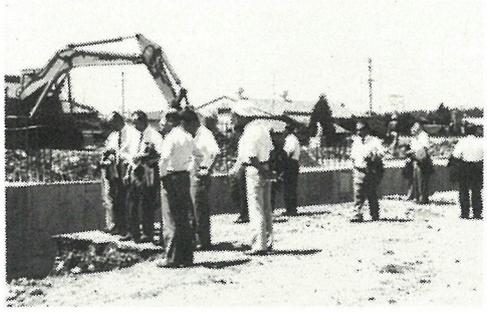
第三回臨時会が、七月二十四日午前十時に開会され、人事案件について審議し可決しました。

5月18日	青少年育成町民会議へ出席
21日	議会全員協議会開催 広域的水道整備計画等について協議
22日	土地開発公社役員会に出席
23日	議会報編集委員会開催。第31号発行について協議
28日	県みどりの祭に議長出席（古川町）
29日	商工会通常総会へ副議長出席
30日	議員定数検討特別委員会開催
31日	可茂衛生施設利用組合議会へ議長出席 (美濃加茂市)
6月1日	議会報編集委員会開催。第31号発行の協議
2日	加茂郡体育大会 厚生経済委員会協議会開催。昭和六十年
3日	度水道事業会計の決算について協議 総務文教委員会協議会開催。昭和六十一年度一般会計補正予算等について協議
4日	庁舎建設特別委員会開催。進捗状況等について協議

5日	土木委員会協議会開催。昭和六十一年度一般会計補正予算等について協議
8日	交通安全協会川辺支部定期総会へ副議長出席 可児郡・加茂郡町村議長会（美濃加茂市） 青少年の主張大会へ議長出席
9日	議会運営委員会開催 第二回定例会の運営について協議
13日	第二回定例会開催。会期の決定、町長提案説明、議案説明及び質疑
15日	町消防操法大会
16日	定例会再会。一般質問、討論、採決
29日	郡消防操法大会 (七宗町)

議会日誌

5月18日
7月31日



新庁舎建設現場を視察

7月18日	第二ブロック保護者研修会へ副議長出席 洞戸・川辺間主要地方道改良整備促進期成同盟会通常総会へ議長、土木委員長出席（美濃市）
28日	国道四一八号線整備促進同盟会定期総会へ議長出席 (美濃加茂市)
29日	議長研修（長野県）
30日	木曾川右岸流域浄水事業促進協議会総会へ副議長出席 (岐阜市)
30日	高山本線、太多線電化促進協議会定期総会へ副議長出席 (美濃加茂市)
31日	多治見市外十四市町村染病予防組合議会に議長出席 (多治見市)
25日	正副議長研修 (恵那市)
26日	中濃地区商工会青年部リーダー研修会（厚生経済委員長出席） 可児郡・加茂郡町村議会議員ソフトボール大会に参加 (七宗町)
27日	可児郡・加茂郡町村議会議員ソフトボール大会に参加 (七宗町)
28日	国道四一八号線整備促進同盟会定期総会へ議長出席 (美濃加茂市)
29日	議長研修（長野県）
30日	木曾川右岸流域浄水事業促進協議会総会へ副議長出席 (岐阜市)
30日	高山本線、太多線電化促進協議会定期総会へ副議長出席 (美濃加茂市)
31日	多治見市外十四市町村染病予防組合議会に議長出席 (多治見市)
7月18日	第二回定例会開催。主要地方道可児・金山線改良整備外促進期成同盟会通常総会へ議長出席（可児市）
21日	名濃バイパス建設促進期成同盟会定期総会へ議長出席 (美濃加茂市)
24日	議会運営委員会開催 第三回臨時会の運営について協議 第三回臨時会開催、収入役の選任同意に

議会

豆辞典



定例会と臨時会

定例会は、年四回（川辺町では三、六、九、十二月）定例的に招集される会議のこと、招集は町長が告示して行います。

臨時会は、定例会以外に必要が生じた場合に招集される会議のこと、町長が招集することになっていますが、議員定数（本町は十六名）の半以上の者から、会議に付すべき事件を示して招集の請求があれば、町長は招集をしなければなりません。

常任委員会と

特別委員会

常任委員会は、常設的な機関であり、各常任委員会の所管事務に関する調査及び審査

を行う権限をもっています。

議員は必ず、いずれかの常任委員会の構成員とならなければならず、他の常任委員会の委員を兼ねることはできません。本町の常任委員会は次の三つがあります。（一定数）

- 総務文教委員会（五人）
- 厚生経済委員会（五人）
- 土木委員会（六人）

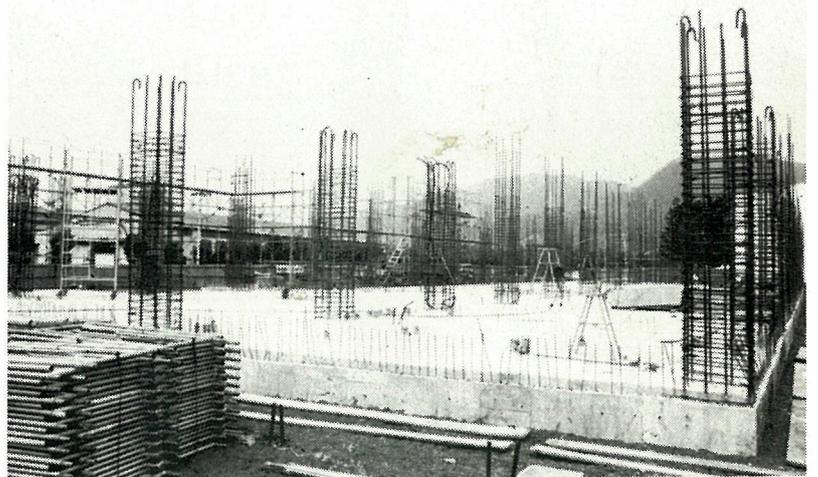
特別委員会は、臨時的な機関であり、特定の事件を審査する必要がある場合に議会によって選任された委員をもって構成されます。そして、付託された事件が審査終了すれば消滅するもので、任期も当然その期間中に限られます。

現在、本町の特別委員会は次の二つがあります。（一定数）

- 庁舎建設特別委員会（五人）
- 議員定数検討特別委員会（五人）

町行政の殿堂（新庁舎 保健センター）

来年春の完成へ向けて着々と



順調に進む新庁舎・保健センター建設工事

本年度の最重要事業である役場庁舎並びに保健センターの建設は、五月十日に起工式を終え、着々と工事が進んでいます。一階の土間コンクリート打ちを終え、現在一階部分の柱、壁の立上り、二階部分の配筋作業が行われています。

新庁舎の規模は、鉄筋コンクリート造り三階建てで延べ床面積は二千六百平方メートル程度、これに約四百九十平方メートルの保健センターを併設し、合わせて約三千百平方メートルになる予定です。

複雑多岐にわたる行政需用の増大に対し、その機能の集中合理化と行政サービスの向上を図る場として、また保健指導、検診等みなさんの健康づくりの拠点として、来年春にはその殿堂が完成することになっています。



▶一旦は、つゆ明け宣言されたものの「戻りつゆ」とかで修正されてのつゆ明け。野山に響くセミの声と共に、まだまだ暑い日が続いております。

▶さる7月6日には、国政史上2回目の衆参ダブル選挙が執行され、日本列島は選挙一色にぬりつぶされました。本町の投票率(衆院選)は82・21%。政治に対する関心の深さをもっと示したいものです。

▶昭和61年度の町政も順調に5カ月を経過し、当初に計画した事業も厳しい社会情勢の中で皆様方のご理解とご協力を得て着々と進んでいます。

▶この議会報を通じて、町民のみなさんに町の施策や、議会の状況をご認識いただければ幸いです。

▶第3回定例会は、9月中旬開会の予定です。昭和60年度一般会計及び各特別会計の決算を中心として審議されます。